

7

No.201

行政ぐんま

2026 GYOSEI-GUNMA

特集

令和8年度定時総会
尾池先生 黄綬褒章受章



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん

妙義神社と妙義山(富岡市) 観光ぐんま写真館提供



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

冠稲荷神社

『冠稲荷神社 (かんむりいなりじんじや)』は群馬県太田市にある神社です。平安時代にあたる天治2年【1125年】に、源義国 (みなもとのよしくに) によって創建されたと伝わり、伏見・豊川・信田・王子・妻恋・田沼と並ぶ「日本七社」のひとつに数えられています。

承安4年【1174年】、源義経がこの神社が源氏ゆかりの社であることを知り、冠の中に勧請してきた京都伏見稲荷大社の分霊を祀りました。その後、元弘3年【1333年】に新田義貞が鎌倉幕府討伐の兵を挙げる際、この神社の神前で兜のなかに神霊の来訪を求めて戦勝を祈願したと伝えられています。

社殿脇にそびえる樹齢400年を超える「冠稲荷の木瓜 (ぼけ)」は、歴史を感じさせます。



01 令和8年度 群馬県行政書士会定時総会 3

02 尾池勢一会員 令和8年春の黄綬褒章を受章 5
会長 古田島俊憲

03 本会のうごき

- ・知っ得情報 会長 古田島俊憲 6
- ・令和7年度入会前説明会報告 総務部長 上原 陽子 7
- ・令和7年度 群馬県士業協議会定例会 会長 古田島俊憲 8
- ・群馬県行政書士会と群馬県ベトナム人協会との連携に関する確認書の締結について
..... 会長 古田島俊憲 9
- ・日本政策金融公庫との勉強会を開催して
..... 国際業務デジタル社会部 副部長 佐藤美保子 10
- ・会務報告（3月、4月、5月、6月）..... 11

04 研修会等報告

- ・GビズID取得・Gビズポータルに関する体験会に参加して
..... 国際業務デジタル社会部 副部長 佐藤美保子 15

05 支部だより

- ・桐生支部 地域企業視察研修会の報告 桐生支部 中山 一郎 16



日行連ニュース

- ・令和8年度 日本行政書士会連合会定時総会について……………副会長 吉田 明浩… 17

日政連ニュース

- ・第46回 日本行政書士政治連盟定期大会について……………副会長 吉田 明浩… 18

読んで得する業務資料

- ・業務資料について～標題一覧～…………… 19

お願い・連絡事項

- ・戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について…………… 20
- ・分科会員の募集について…………… 21
- ・令和8年度会費納入についてのご案内…………… 22
- ・コスモスぐんま活動のご報告
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター関東地方支部協議会報告
…………… コスモスぐんま支部長 上原 陽子… 23
- ・コスモスぐんま実務レポート 被保佐人の債務整理……………コスモスぐんま 久保奈津江… 24
- ・成年後見等申立ての流れ～相談から選任後まで～
…………… 高崎支部 行政書士・司法書士 原田扶美子… 24
- ・VOICE ～コスモス会員活動録～ vol.9…………… コスモスぐんま 沼賀英理子… 26
- ・新規事務局職員の採用について…………… 27

ご意見・アイデア募集

27

登録事項変更

28

編集後記

06

07

08

09

10

11





令和8年度 群馬県行政書士会 定時総会開催について

広報部

01



日時 令和8年5月26日(火) 午後1時より
場所 前橋商工会議所 2階(サクラ)

定時総会次第

司会進行 上原陽子 総務部長

1. 開会のことば 中島 肇 副会長
2. 物故会員への弔意
3. 会長挨拶 古田島俊憲 会長
4. 功労会員への顕彰
5. 代議員出席者確認報告
6. 議長団選出 議長 高崎支部 岩崎博昭
副議長 前橋支部 須藤英雄
7. 書記・議事録署名人指名
書記 安中支部 猿谷剛一
館林支部 野村智一
議事録署名人 高崎支部 吉野玲子
伊勢崎支部 飯島正暢

8. 議案審議

- 第1号議案 令和7年度事業報告
(会勢概要及び会務運営報告)
- 第2号議案 令和7年度決算報告
(収支決算報告及び監査報告)
- 第3号議案 令和8年度事業計画(案)
- 第4号議案 令和8年度収支予算(案)
- 第5号議案 群馬県行政書士会会則の一部
改正(案)(14条)
- 第6号議案 群馬県行政書士会会則の一部
改正(案)(10条)

9. 議長団解散

10. 閉会のことば 吉田明浩 副会長

定時総会は、全構成員128名の内出席者126名、書面表決者2名のもと、第1号議案から第6号議案について、慎重審議の末、全議案は原案のとおり可決承認されました。詳細につきましては、「令和8年度群馬県行政書士会定時総会議事録」をご覧ください。

また、顕彰規則により表彰を受けた方々は、次ページのとおりです。

令和8年度 顕彰規則に基づく受彰者一覧

【第3条第1号】

本会の会長、副会長、部長、又は支部長会議長の職にあってその運営に尽瘁し、功労が特に顕著であった者

No.	支部名	氏 名
1	高 崎	吉 田 憲 一
2	高 崎	塩 野 有 希
3	高 崎	大 原 岳
4	伊勢崎	清 水 裕 幸
5	渋 川	後 藤 康 徳

【第3条第2号】

本会の役員（委員長を含む）又は支部長の職一又は二以上あって、その在職年数を通算して2期以上在職した者

No.	支部名	氏 名
1	前 橋	高 橋 憲 一
2	高 崎	中 澤 望
3	高 崎	佐 藤 美保子
4	高 崎	新 井 清 明
5	伊勢崎	飯 島 正 暢
6	富 岡	吉 岡 欣 三
7	安 中	柳 生 由 幸
8	沼 田	並 木 正 和
9	吾 妻	大 竹 秀 和
10	館 林	太 田 雅 仁

【第3条第3号】

本会の委員又は支部役員として通算3期以上在職した者

No.	支部名	氏 名
1	高 崎	安 田 賢 一
2	高 崎	大 辻 賢 治
3	高 崎	高 橋 一 聖
4	高 崎	井 上 和 之
5	伊勢崎	木 暮 力
6	伊勢崎	鈴 木 武 明
7	伊勢崎	徳 江 正 幸
8	太 田	糸 井 昌 信
9	太 田	坂 井 淳 志
10	富 岡	大 小 原 久 子
11	安 中	恩 幣 靖
12	渋 川	佐 藤 剛
13	沼 田	見 城 登志雄
14	沼 田	山 口 諒 太
15	吾 妻	宮 崎 透
16	館 林	蛭 間 隆 一

【第3条第4号】 40 年

No.	支部名	氏 名
1	伊勢崎	小 林 晃
2	伊勢崎	石 川 眞 男
3	沼 田	外 山 良 夫
4	前 橋	野 辺 敏 昭
5	渋 川	千 明 富美男
6	沼 田	戸 丸 一 雄
7	太 田	霜 田 雅 行
8	高 崎	武 井 瑞 恵
9	沼 田	平 石 勝
10	富 岡	中 條 秋 彦
11	前 橋	根 岸 純 一
12	藤 岡	新 井 一 郎
13	高 崎	内 田 政 敏

【第3条第4号】 30 年

No.	支部名	氏 名
1	伊勢崎	太田(萩原)勝喜
2	藤 岡	佐 藤 信 行
3	高 崎	小 山 範 之
4	渋 川	金 井 彰 夫
5	高 崎	原 田 弘 子
6	太 田	恩 田 恵 幸
7	藤 岡	新 井 晴 夫

【第3条第4号】 20 年

No.	支部名	氏 名
1	伊勢崎	真 下 芳 村
2	桐 生	阿久澤 則 好
3	高 崎	阿 部 均
4	高 崎	田 中 友 有
5	館 林	紺 谷 つね美
6	桐 生	井 田 泰 彦
7	沼 田	戸 丸 和 夫
8	高 崎	福 田 夕紀子
9	前 橋	岩 村 敏 明
10	太 田	川 島 和 子
11	太 田	齋 藤 憲 司
12	伊勢崎	須 永 和 也
13	藤 岡	上 原 陽 子
14	桐 生	矢 内 万亀子
15	前 橋	今 井 大 輔
16	前 橋	笛 木 昭 彦
17	高 崎	宮 原 直 樹
18	渋 川	黒 川 美登枝
19	太 田	秋 山 健太郎
20	太 田	小 暮 修 二
21	前 橋	唐 沢 敏 夫
22	渋 川	生 方 直 人
23	高 崎	中 澤 望
24	伊勢崎	横 堀 孝 幸
25	伊勢崎	秋 間 大 輔

【第3条4号】

長寿・行政書士会の向上発展

No.	支部名	氏 名
1	富 岡	小野澤 末 夫
2	伊勢崎	亀 井 徹 夫
3	吾 妻	熊 川 敏 郎

【第3条5号】

本会の役員（委員長を含む）又は支部長の職一又は二以上あって、その在職年数を通算して7期以上になる者

No.	支部名	氏 名
1	前 橋	小 林 大 栄
2	吾 妻	劔 持 博 美

【第4条1号】

役員、委員又は支部長として通算5期以上誠実に職責を全うした者

No.	支部名	氏 名
1	前 橋	山 田 英 史
2	渋 川	後 藤 康 徳

【第5条3号】

補助者登録より継続して10年以上、人物、実績が優秀で他の模範となり、表彰に値すると認めた者

No.	支部名	氏 名
1	前 橋	中 島 敏 子
		備 考
		補 助 者

尾池 勢一 会員

令和8年春の黄綬褒章を受章

会長 古田島 俊憲

令和8年4月29日付で春の褒章が発令され、群馬県行政書士会所属の尾池勢一会員が黄綬褒章を受章されました。

令和8年5月14日（木）ホテルニューオータニ東京 ザ・メインにおいて、伝達式が行われ、その後皇居に向かい、豊明殿において天皇陛下に拝謁されました。

拝謁の後、ホテルニューオータニ東京において、日行連主催による記念品贈呈式が行われ、受章者、受章者の配偶者等の関係者、日行連会長、受章者所属の単位会長が出席し、記念品贈呈、写真撮影及び夕食会が開催されました。夕食会では、尾池会員、尾池会員の奥様と同じテーブル席でしたが、お二人とも笑顔が絶えず終始和やかな雰囲気、楽しい時間を過ごすことができました。

尾池会員は、昭和63年5月16日に行政書士登録をされ、業務歴38年、理事を9年、副会長を4年務められました。

業務指導部長在任中は、その優れた指導力、洞察力により、時宜にかなう研修会を実施し、会員の業務遂行能力の強化に尽力されました。また、企画開発部長在任中は、行政書士制度の制度目的実現のための監察活動を強化するとともに啓蒙・啓発活動を展開し、行政書士を取り巻く環境の最適化に尽力されました。さらに副会長在任中は、企画開発部担当副会長として、同部の運営について客観的な視点で鋭い助言を行うとともに、会長の代務者としての職責を果たされました。

令和5年には総務大臣表彰、令和6年には群馬県知事表彰を受賞され、今回その功績が評価され黄綬褒章を受章されました。

尾池会員が副会長在任時は、私も一緒に副会長の職に就いておりました。その間、副会長としての業務についての的確なアドバイスをいただいたことは、今も感謝の念に耐えません。

尾池会員の益々のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げるとともに、これまで確立された貴重な経験を本会会員に伝えていただくことを切に願っております。今回の受章を謹んでお慶び申し上げます。





会長 古田島 俊憲

令和8年1月1日、行政書士法の一部を改正する法律が施行されました。今回は、施行後の本会の活動及び改正項目のうち、我々行政書士の業務に特に関わりが深い内容について触れさせていただきます。

1. 研修会の開催

法改正後、特に反響が大きかった自動車関係業務と補助金業務について研修会を開催しました。法改正により会員のもとに各方面からの問い合わせが多かったのが、自動車関連業務と補助金業務だったことから、より多くの会員に対応していただくために研修会を開催しました。

令和8年2月18日 行政書士法の改正による自動車関係業務への影響について

受講者 Zoom:69名 会場:31名

令和8年3月18日 補助金について

受講者 Zoom:52名 会場:16名

2. 窓口表示プレートの作成・設置

法改正で文言が一部変更されたことに対応するため、新たにプレートを作成しました。そのプレートに係官公署に置いていただくために各支部支部長にご協力をいただき、設置が実現しております。

3. 関係団体への周知

現時点では、宅建業協会、消防設備協会、関東運輸局群馬運輸支局に対して法改正の趣旨をご理解いただくための案内文をお送りしました。引き続き、他の団体へも周知をする予定です。

4. 今回の改正項目のうち、我々行政書士の業務に特に関わりが深い内容について

・特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大されました。

これにより、行政書士以外の方が申請し不許可になった場合でも、特定行政書士が不服申立ての代理ができることになります。

・業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨が明確にされました。

これにより、行政書士や行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け、「手数料・コンサルタント料・会費」等のような名目であっても、対価を受領して業として、官公署に提出する書類等を作成することは違法であるという現行法の解釈を条文に明示することにより、行政書士や行政書士法人でない者による違反行為の更なる抑制を図ることができます。

令和7年度入会前説明会報告

総務部長 上原 陽子

1. 日 時 令和8年2月20日（金）午後13:30~15:00
2. 場 所 前橋商工会議所会館3階 アネモネ
3. 参加者 16名
4. 出席者 古田島俊憲会長、中島 肇副会長、上原陽子総務部長
大澤祐介（前橋支部）、塩野谷三由樹（吾妻支部）

令和8年2月20日（金）前橋商工会議所会館にて入会前説明会が開催されました。

説明会には、16名の方々にご参加いただきました。当該説明会は、本会ホームページのみでの周知ですが、今回で6回目の開催となり、登録を考えている方々は、日頃から群馬県行政書士会のホームページを閲覧していると改めて感じられました。

まず、古田島会長より、「あなたの街の法律家 行政書士」のリーフレットを利用しながら、行政書士業務全般についての説明があり、続いて公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部の相談役でもある中島副会長より、成年後見とコスモスの説明がありました。

次に、開業して間もない担当員お二人の先生方に、「開業前から開業後1年までの進め方」、「開業前に不安に感じていること」、「行政書士として目指したい方向」など経験談等を含め、お話をいただきました。

質疑応答では、様々な質問があり、参加者皆さんの開業に向けての意欲が伺えました。

参加者の何名かは、既に登録をされ、我々のお仲間となりました。皆さんの今後のご活躍を期待しております。

令和7年度 群馬県士業協議会定例会

会長 古田島 俊憲

令和8年2月24日、ホテルラシーネ新前橋において群馬県士業協議会定例会が開催されましたので、下記のとおりご報告いたします。

1. 日 時 令和8年2月24日（火）午後4時から

2. 場 所 ホテルラシーネ新前橋 3階「葵」

3. 参加者 群馬県士業協議会加盟団体（7団体）より計29名
（群馬県建築士事務所協会、群馬土地家屋調査士会、群馬司法書士会、
群馬県測量設計業協会、群馬県社会保険労務士会、関東信越税理士会
群馬県支部連合会、群馬県行政書士会）

4. 概 要

上記7団体より構成される群馬県士業協議会では、年1回定例会を開催しており、令和7年度は群馬県建築士事務所協会が当番会となり開催され、以下の3件の議題について情報交換が行われました。

- （1）担い手不足について（議題提案団体：群馬県測量設計業協会）
- （2）団体としてのリクルート活動について（議題提案団体：群馬司法書士会）
- （3）各士業における業務報酬基準について（議題提案団体：群馬県建築士事務所協会）

5. 総 括

以下、上記議題についての参加団体からの主な回答です。

- （1）担い手不足について
 - ・中学生の職場体験、高校生・大学生のインターンシップ、県との産学官連携を行なっている。（群馬県測量設計業協会）
 - ・小学校・中学校・高校・大学等にて租税教室を開催している。（関東信越税理士会群馬県支部連合会）
- （2）団体としてのリクルート活動について
 - ・行政書士試験合格発表後、行政書士の登録を考えている人向けに、入会前説明会を開催している。（群馬県行政書士会）
 - ・中学2年生を対象に2日間程度職場体験学習を実施している。（群馬県測量設計業協会）
- （3）各士業における業務報酬基準について
 - ・国が定める報酬規定はない。明らかに適正でない報酬については、行政書士法や行政書士職務基本規則を根拠に指導を行なっている。（群馬県行政書士会）
 - ・国が定める報酬規定はなく、個々の判断で定めている。日本司法書士会連合会が、業務内容ごとの報酬に関するアンケート結果をホームページで公開している。（群馬司法書士会）

群馬県行政書士会と群馬県ベトナム人協会との連携に関する 確認書の締結について

会長 古田島 俊憲

令和8年3月27日、前橋商工会議所会館において群馬県行政書士会と群馬県ベトナム人協会との連携に関する確認書の締結式が行われましたので、下記のとおりご報告いたします。

1. 日 時 令和8年3月27日(金)午前11時から
2. 場 所 前橋商工会議所会館 3階「シルク」
3. 参加者 群馬県ベトナム人協会 会長 Bui Van Phi(ブイ バン フィ)様
副会長 佐藤 翔平様
群馬県行政書士会 会長 古田島 俊憲
副会長 山田 英史

4. 概 要

今回の連携の目的は、在留資格申請等に関して、専門家への相談に悩む群馬県在住のベトナム人に対し、群馬県ベトナム人協会(以下、「協会」)が相談窓口となり、協会からの依頼に応じて、群馬県行政書士会が適切な行政書士を紹介する体制を構築することにあります。

本会の役割は、協会と良好な関係を築くこと、そして協会から寄せられた案件について、本会会員を紹介することにあります。そして、紹介を受けた本会会員の役割は、専門家の見地から適切な支援を実施し、在留資格等の申請で困っているベトナム人の手助けをすることにあります。

群馬県行政書士会と群馬県ベトナム人協会 連携に関する確認書

本確認書は、群馬県行政書士会と群馬県ベトナム人協会が、在住するベトナム人およびその雇用に関わる企業が、安心して就労・滞在できる環境づくりを目的として、今後の連携の方向性および考え方を共有するために作成するものである。
なお、本確認書は、法的な権利義務を発生させる契約または覚書ではなく、双方の善意と信頼に基づく協力関係の確認にとどまるものとする。

■ 連携の目的

在留資格申請等に関して、専門家への相談先が分かりにくい在住ベトナム人に対し、群馬県ベトナム人協会が相談窓口となり、必要に応じて群馬県行政書士会と連携し、適切な行政書士につなぐ体制を検討・構築することを目的とする。

■ 想定される連携の流れ

- ① 群馬県ベトナム人協会が在住ベトナム人からの相談を受け付ける。
- ② 初期的な情報共有および人物紹介については、原則として群馬県ベトナム人協会から群馬県行政書士会事務局へ行うものとする。
※ 相談者から群馬県行政書士会への直接連絡は行わないことを想定する。
- ③ 群馬県行政書士会は、内容に応じて対応可能な行政書士を紹介する。
- ④ 具体的な相談対応および申請業務は、相談者と行政書士との直接契約に基づき行われる。

■ それぞれの役割の考え方

【群馬県ベトナム人協会】

- ・在住ベトナム人からの相談受付および初期的な整理
- ・必要に応じた行政書士会へのつなぎ

【群馬県行政書士会】

- ・相談内容に応じた行政書士の紹介
- ・行政書士による専門的支援の実施(※契約は個別)

■ 留意事項

- ・行政書士による業務および報酬の支払いについては、相談者と当該行政書士との間で直接取り決めるものとする。
- ・本確認書の内容は、今後の協議や状況に応じて、覚書や協定書として見直すことがある。

本確認書は、上記内容を相互に確認する目的で作成するものである。

令和8年 3月27日

群馬県行政書士会

会長 古田島 俊憲

住所 〒371-0017 群馬県前橋市日古町一丁目8番地1



群馬県ベトナム人協会

会長 Bui Van Phi (ブイ バン フィ)

住所 〒371-0831 群馬県前橋市小相木町406-1

Bui Van Phi



日本政策金融公庫との勉強会を開催して

国際業務デジタル社会部 副部長 佐藤 美保子

令和8年5月1日（金）16時より、日本政策金融公庫前橋支店6階会議室において、群馬県行政書士会と日本政策金融公庫との勉強会が開催されました。

当日は、公庫職員の皆様に多数ご参加いただき、「行政書士法改正について」「行政書士業務とは」「公庫との連携について」をテーマに、行政書士を取り巻く社会環境や業務環境の変化を踏まえた、行政書士法改正の概要と今後の制度の方向性について説明が行われ、各担当者より分野別の業務説明を行いました。

冒頭では、「行政書士法の一部を改正する法律要綱」に基づき、古田島会長より詳しい説明がありました。今回の法改正では、行政書士の使命・職責の明確化、デジタル社会への対応、特定行政書士の業務範囲拡大などが盛り込まれており、令和8年1月施行後の実務への影響や制度改正の背景について共有が行われました。特に、無資格者による業務への規制強化については、公庫職員の皆様にも高い関心を持って聴講いただきました。

続いて、行政手続のデジタル化と行政書士の新たな役割について説明を行いました。デジタル庁が推進する行政DXやGビズIDの重要性、電子ロッカーの活用などを取り上げ、行政書士は単なる書類作成者ではなく、デジタル手続における適法性と品質を担保する専門職として、その役割が大きく変化していることを紹介しました。また、事業者支援の現場では、GビズIDの取得確認や管理体制の整備、電子申請への対応可否の確認など、デジタル化への対応支援も重要になっていることを共有しました。

次に、国際業務分野について、外国人関連実務と公庫との接点を中心に説明がありました。在留資格制度の基礎から、「経営・管理」ビザ、永住・帰化手続、公庫融資との関係性など、実務を交えた具体的な内容となり、会場の反応も特に大きく感じられました。

近年、外国人による創業や事業展開が増加する中、公庫融資と在留資格制度との整合性確認が重要となっており、行政書士との連携の必要性について理解を深めていただく機会となりました。今般の「経営・管理」ビザにおける資本金要件等の厳格化の影響もあり、融資相談や創業支援に関する相談機会は、今後さらに増加していくものと感じました。

最後に、中小企業支援に関する行政書士業務について紹介が行われました。会社設立、許認可、融資・補助金申請、事業承継、契約書作成など、企業のライフステージに応じた幅広い支援内容が説明され、公庫との連携可能性についても意見交換が行われました。

今回の勉強会を通じ、公庫職員の皆様に行政書士業務への理解を深めていただくとともに、双方の業務における接点や連携の可能性について認識を共有することができました。今後は、今回のような意見交換や情報共有の機会を継続的に設け、地域事業者支援の現場において、より実効性のある連携体制を構築していくことが重要であると感じています。

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
3	3	業務推進グループ 相続業務分科会	相続業務に必要な基礎知識の習得について	古田島会長、中澤分科会長、高田副分科会長
3	6	広報部会	〈協議事項〉 ①行政ぐんま200号の校正について ②リーフレットについて 〈報告事項〉 ①行政書士記念日対面無料相談会について	吉田(明) 副会長、後藤部長、吉田(憲) 副部長、小林、田中、柳、廣川各部員
3	9	総務部会	〈協議事項〉 ①令和8年度顕彰者について(補助者) ②令和8年度顕彰者記念品について ③職務上請求書払出しについて ④職務上請求書払出し担当者について 〈報告事項〉 ①入会前説明会について ②令和8年度総務部予算について ③今後の日程について	古田島会長、中島副会長兼部員、上原部長、清水副部長、中澤、太田、新井各部員
3	11	職務上請求書払出日		中澤理事
3	13	入会式 2名		古田島会長
3	16	令和7年度後期新入会員研修 「行政書士としての法令遵守の徹底について」 講師：群馬県総務部市町村課 ご担当者様 「図面作成業務 (JW CAD の使い方)、ドローン飛行許可について」 講師：太田支部所属 石川 宏 会員 「相続業務について」 講師：相続業務分科会 新井 清明 会員 「産廃収集運搬業務について」 講師：藤岡支部所属 中澤 照雄 会員 「建設業務について」 講師：建設業務分科会 穂苅 優人 会員		古田島会長、中島副会長、菅野部長、尾池、藤生各部員
3	17	常任理事会	〈協議事項〉 ①定時総会への会費値上げ議案提出に係る一般会員への事前周知について ②ベトナム人協会との確約書締結式について ③苦情に対する会員への聞き取りについて 〈報告事項〉 ①各部報告	古田島会長、山田、吉田、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、大原支部長会議長
3	17	理事会	〈協議事項〉 ①日行連会則改正に伴う本会会費値上げについて ②本会会則の一部改正案について(行政書士法改正による条文番号変更) ③本会会則第17条で処分をした会員に対する県への措置要求について ④令和8年度群馬県行政書士会総会に係る事業計画及び予算案について ⑤令和7年度群馬県行政書士会総会に係る事業報告案について ⑥令和8年度定時総会について ⑦令和8年度総会議事運営委員(理事)の選任について ⑧当面の会務運営について 〈報告事項〉 ①群馬県士業協議会定例会について ②令和7年度行政書士試験結果について ③群馬県市町村からの通知について ④日行連・関地協報告について ⑤各部報告	古田島会長、山田、吉田(明)、亀田各副会長、上原、武田、菅野、後藤、服部各常任理事、清水、中澤、太田、新井、黒川、大橋、田中(國)、徳江、高橋(憲)、尾池、藤生、高橋(一)、吉田(憲)、小林、田中(光)、柳、廣川、佐藤、岩井、田島、大竹各理事 オブザーバー：大原支部長会議長
3	18	補助金申請に関する研修会 講師：前橋商工会議所 中小企業相談所 所長 須田 憲人 様		古田島会長、高橋副部長、尾池部員
3	24	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	亀田委員長、山田、吉田、中島、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部、大原各委員
3	24	支部長会	〈第1部〉 ①本会からの報告事項 ②各部の事業執行状況について ③各支部の報告事項等について 〈第2部〉 支部長会協議・意見交換	古田島会長、山田、吉田(明)、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事 大原支部長会議長、根岸(洋)支部長会議副議長、鈴木、中山、坂井、中村、根岸(幹)、土屋、穂苅、宮崎、大平各支部長、小鮎副支部長
3	25	業務推進グループ主催 建設業事例発表会 「第1部 実務者による事例発表」 講師：前橋支部 河野晶一 会員 高崎支部 坂本尚生 会員 太田支部 大内克夫 会員 館林支部 吉田明浩 会員		穂苅、小山各G担当員
3	27	入会式 3名		古田島会長

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
4	6	総務部会	①令和8年度総会準備について ②令和8年度顕彰について ③職務上請求書払出しについて	古田島会長、中島副会長兼部長、上原部長、清水副部長、中澤、太田、新井各部長
4	8	職務上請求書払出し日		服部常任理事、新井理事
4	10	入会式 4名		古田島会長
4	13	経理部会	①令和7年度決算について ②令和8年度予算について	古田島会長、山田副会長、武田部長、黒川副部長、大橋部長、富沢専門員
4	15	監査会（令和7年度決算監査）		古田島会長、山田副会長、武田部長、狩野、田口、浅香各監事、富沢専門員
4	20	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	亀田委員長、山田、吉田、中島、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部、大原各委員
4	20	常任理事会	<審議事項> 【議案第1号】 令和8年度定時総会に提出する議案について 定時総会議案第1号:令和7年度事業報告 定時総会議案第2号:令和7年度決算報告 定時総会議案第3号:令和8年度事業計画(案) 定時総会議案第4号:令和8年度収支予算(案) 定時総会議案第5号:群馬県行政書士会会則の一部改正案(第14条) 定時総会議案第6号:群馬県行政書士会会則の一部改正案(第10条) 【議案第2号】 令和8年度顕彰について 【議案第3号】 日行連定時総会代議員の選任について <協議事項> ①当面の会務運営について <報告事項> ①令和8年度定時総会準備について ②群馬県ベトナム人協会との連携に関する確約書締結について ③各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、大原支部長会議長
4	20	理事会	<審議事項> 【議案第1号】 令和8年度定時総会に提出する議案について 定時総会議案第1号:令和7年度事業報告 定時総会議案第2号:令和7年度決算報告 定時総会議案第3号:令和8年度事業計画(案) 定時総会議案第4号:令和8年度収支予算(案) 定時総会議案第5号:群馬県行政書士会会則の一部改正案(第14条) 定時総会議案第6号:群馬県行政書士会会則の一部改正案(第10条) 【議案第2号】 令和8年度顕彰について <協議事項> ①当面の会務運営について <報告事項> ①令和8年度定時総会準備について ②各部報告	古田島会長、山田、吉田（明）、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、清水、中澤、太田、新井、黒川、大橋、田中（國）、徳江、高橋（憲）、尾池、藤生、高橋（一）、吉田（憲）、小林、田中（光）、柳、廣川、佐藤、岩井、田島、大竹各理事 オブザーバー：大原支部長会議長、狩野監事
4	22	職務上請求書払出日		中島副会長、大原支部長
4	27	入会式 4名		古田島会長

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員 ……業務推進グループ担当員

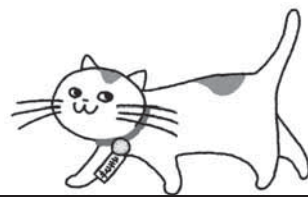
月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
5	12	入会式 3名		古田島会長
5	13	職務上請求書払出日		吉田副会長、太田理事
5	19	議事運営委員会	①令和8年度定時総会について	古田島会長、中澤（理事）、岩井（理事）、萩原、野澤、石原、白井、穂苅各議事運営委員 須藤、岩崎各議長候補者
5	19	総務部会	①令和8年度定時総会について	中島副会長兼部員、上原部長、清水副部長、太田、新井各部員
5	19	議事運営委員会及び常任理事・総務部合同会議	①令和8年度定時総会及び定期大会進行について ②議事進行及び議事申し合わせ事項について ③各質問書答弁者の決定	古田島会長 山田、吉田、中島、亀田各副会長 上原、清水、太田、新井各総務部員 中澤（理事）、岩井（理事）、萩原、野澤、石原、白井、穂苅各議事運営委員 須藤、岩崎各議長候補者
5	26	令和8年度 群馬県行政書士会定時総会		
5	27	職務上請求書払出日		山田副会長、中澤部員
5	29	入会式 5名		古田島会長

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員



月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
6	9	常任理事会	【審議事項】 議案第1号令和8年度行政書士試験会場責任者について 【協議事項】 ①当面の会務運営について 【報告事項】 ①令和8年度定時総会議案結果及び会則改正の認可申請について ②日行連・関地協報告について ③各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、大原支部長会議長
6	9	理事会	【審議事項】 議案第1号令和8年度行政書士試験会場責任者について 【協議事項】 ①当面の会務運営について 【報告事項】 ①令和8年度定時総会議案結果及び会則改正の認可申請について ②日行連・関地協報告について ③各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長 上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、清水、中澤、太田、新井、黒川、大橋、本間、田中(國)、徳江、高橋(憲)、尾池、藤生、高橋(一)、吉田、小林、田中(光)、柳、廣川、佐藤、岩井、田島、大竹各理事 田口、浅香各監事
6	9	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	亀田委員長、山田、吉田、中島、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部、大原各委員
6	10	職務上請求書払出日		武田常任理事、清水理事
6	12	広報部会	①令和8年度広報部事業について ②行政ぐんま201号の企画について ③令和8年度行政書士制度広報月間について ④広報グッズの作成について ⑤広告について	吉田(明)副会長、後藤部長、吉田(憲)副部長、小林、田中、柳、廣川各部員
6	15	入会式9名		古田島会長
6	16	総務部会	①職務上請求書払出しについて ②補助者規則の改正について ③本会におけるデジタル環境の整備について ④特定行政書士法定研修担当者について ⑤行政書士関係法規集について"	古田島会長、中島副会長兼部員、上原部長、清水副部長、中澤、太田、新井各部員
6	23	支部長会	<第1部> ①本会からの報告事項 ②各支部の報告事項等について <第2部> ①支部長会協議・意見交換"	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、武田部長 大原支部長会議長、根岸(洋)、佐藤各支部長副議長、鈴木、中山、坂井、中村、根岸(幹)、土屋、穂苅、宮崎、大平各支部長
6	24	職務上請求書払出日		上原、塩野各常任理事
6	25	封印管理委員会	【報告事項】 ①一括で全国の運輸支局等から封印取り付け委託を受けた件 【協議事項】 ①事前研修・効果測定の実施について	尾池委員長、山田副委員長、矢嶋、鳥屋、鈴木、河野、中村各委員
6	26	広報部会	①行政ぐんま201号の編集について ②令和8年度行政書士広報月間について ③リーフレットについて ④その他	吉田(明)副会長、後藤部長、吉田(憲)副部長、小林、田中、柳、廣川各部員
6	29	許認可業務・法務業務部会議	令和8年度研修事業の検討について	古田島会長、中島副会長、菅野部長、高橋(憲)副部長、尾池、藤生、高橋(一)各部員

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員



GビズID取得・Gビズポータルに関する 体験会に参加して

国際業務デジタル社会部 副部長 佐藤 美保子

04

令和8年2月16日、TKP大宮駅西口カンファレンスセンターにおいて、日本行政書士会連合会及びデジタル庁共催による「GビズID取得・Gビズポータルに関する体験会」が開催され、関東地方の行政書士約50名が参加しました。

近年、行政手続のデジタル化は急速に進展しており、事業者が利用する電子申請システムも年々拡充されています。その中でGビズIDは、事業者向け行政サービスの共通認証基盤として重要な役割を担っており、補助金申請システム「Jグランツ」をはじめ、多くの行政サービスとの連携が進められています。

体験会では、デジタル庁担当者による講義のほか、参加者が事業者役と行政書士役に分かれ、GビズIDを利用した委任設定からJグランツによる補助金申請までの流れを実際に体験しました。行政書士が代理申請を行うための仕組みや、今後予定されている機能拡充についても説明があり、実務への活用可能性を具体的に理解することができました。

講義の中で印象的だったのは、デジタル庁担当者から「Jグランツによる補助金申請を経験したことがある方」との問いかけがあった際、会場全体でも手を挙げた参加者が数名にとどまったことです。電子申請システムそのものは普及が進んでいる一方で、行政書士による実務活用はまだ発展途上の段階にあることを感じました。

一方で、中小企業や小規模事業者にとっては、制度やシステムが複雑化するほど専門家による支援の重要性が高まります。行政書士には、申請書類の作成支援だけでなく、デジタル化された行政サービスを適切に活用するためのナビゲーターとしての役割が期待されていると感じました。

国際業務の分野においても、在留資格手続や各種届出のオンライン化が進んでいます。今後はデジタル技術への理解を深めるとともに、事業者や国民に寄り添いながら、行政と利用者をつなぐ専門家としての役割を果たしていくことが求められると改めて実感した体験会でした。





桐生支部

地域企業視察研修会の報告

去る2月26日、群馬県みどり市の近藤酒造株式会社を、「地域企業視察研修会」として訪問しました。当日は支部会員に加え、他支部からも2名の参加がありました。

冬場の日本酒仕込みの最中にもかかわらず、近藤社長自らご案内くださり、米を蒸し、酵母を加え、発酵させるまでの工程を丁寧に説明していただきました。さらに、上槽したての純米大吟醸の試飲もさせていただき、大変貴重な体験となりました。

「赤城山から流れる地下水を使った、すっきりとした辛口の味わい」が、銘酒「赤城山」の特徴とことです。地元の酒宴ではおなじみの「赤城山」ですが、近藤酒造では純米スパークリング酒や貴醸酒仕込みの商品など、新たな取り組みにも挑戦されており、常に消費者を意識した酒造りを続けている点が印象的でした。

今回の視察を通じ、行政書士もまた、既存業務に安住することなく、依頼者満足の向上に向けて研鑽を重ねる姿勢が重要だと、あらためて感じました。

地元の魅力ある企業を訪ね、経営者ご本人から直接お話を伺えたことは、非常に有意義な機会でした。工場見学を通じて、酒造りは、まさに知的資産の宝庫だと感じました。懇親会の席で社長が「同じ米を使い、同じ水で、同じ工程で仕込んでいれば、そんなに味が変わるものではありませんよ」と、さらりと語られた言葉が印象的です。安定して酒を醸し続けること自体が容易ではないはずですが、その一言には、ノウハウが現場にしっかり定着しているという自信と重みがにじんでいました。

近藤社長にはお忙しい中、貴重なお時間を割いてお付き合いいただき、重ねて感謝いたします。ありがとうございました。





令和8年度 日本行政書士会連合会定時総会について

副会長 吉田 明浩

日時 令和8年6月18日（木）午前10時00分から
同月19日（金）午前10時まで
場所 東京プリンスホテル

定時総会次第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 来賓祝辞
4. 総会成立宣言
5. 議長・副議長の選任
6. 議事録署名人の指名
7. 議事運営委員会の報告
8. 議案審議

第1号議案 令和7年度事業報告

第2号議案 令和7年度決算報告

第3号議案 令和8年度事業計画（案）

第4号議案 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について（案）

第5号議案 令和8年度予算（案）

9. 議長・副議長の退任
10. 閉会のことば



06

定時総会に先立ち総務大臣表彰、日本行政書士会連合会会長表彰の表彰状授与式が行われました。群馬会では、日本行政書士会連合会会長表彰で下記の方々が表彰を受けられました。心よりお慶び申し上げます。

その後、定時総会が始まり、定数270名中265名の代議員が出席し、北海道会の菊地淳史氏が議長に、同じく北海道会の成田眞利子氏が副議長に選任されました。議事録署名人には、青森会の鹿内朝明氏と岩手会の武田秀樹氏が指名されました。

議案審議では、第1号議案から第5号議案までについて、総数69個の質問がありましたが、例年になく順調な議事進行により、全ての議案が滞りなく可決承認されました。

第5号議案は、2日目に行なわれ、午前10時までには閉会となりました

記

日本行政書士会連合会会長表彰受賞者
顕彰規則第3条による受賞者

荒井 伸一 会員
大原 岳 会員
須藤 修司 会員
中山 一郎 会員
柳 芳信 会員
石原 勝衛 会員

江原 利夫 会員
小野澤末夫 会員
萩原 今子 会員
藤田 隆 会員
矢島 論 会員



第46回 日本行政書士政治連盟定期大会について

副会長 吉田 明浩

日時 令和8年6月19日（金）午前10時00分

場所 東京プリンスホテル

定期大会

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 大会成立宣言
4. 議長・副議長の選任
5. 議事録署名人の指名
6. 議事運営委員会の報告
7. 議案
第1号議案 令和7年度事業報告について
第2号議案 令和7年度決算報告について（監査報告）
第3号議案 日本行政書士政治連盟規約の一部改正（案）について
第4号議案 令和8年度運動方針（案）について
第5号議案 令和8年度収支予算（案）について
第6号議案 役員の選任について
8. 議長・副議長の退任
9. 閉会のことば

定期大会は、構成員総数180名中177名が出席のもと、開始されました。議長には神奈川県支部の田中誠氏が就きました。

議案審議は、滞りなく順調に進行しました。第3号議案の際には規約の改正であるため採決が行われました。各議案に対して質問がありましたが、執行部が丁寧に回答しておりました。

定期大会は、午前11時30分ごろに閉会いたしました。



業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ 在留資格の諸申請における取扱い並びに永住許可に関するガイドライン改訂について
- ・ 国土利用計画法に基づく事後届出制の改正について
- ・ 住民票の写し等の書面の提出が省略可能となる自動車保有関係手続のワンストップサービスの積極的な利用について
- ・ 任意後見受任者又は任意後見人の住所変更登記申請における登記の事由を証する書面について
- ・ 都市計画法に基づく開発許可制度の手引の一部改訂について
- ・ 医療法人の事業報告書等及び経営情報等の報告について
- ・ 農地法第3条許可申請の申請書様式の変更について
- ・ 出入国在留管理庁のホームページ上「出入国審査・在留審査 Q & A」の更新について
- ・ 令和8年度特定行政書士法定研修の実施について
- ・ 「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定について
- ・ 令和8年度税制改正による自動車税（環境性能割）の廃止等について
- ・ 都市計画法に基づく開発許可制度の手引等の改正について
- ・ 公益通報者保護法に基づく指針及び指針の解説に係る改正内容の公表等について
- ・ 「行政書士及び行政書士法人におけるマネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂について
- ・ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留諸申請における取扱いについて
- ・ 建設業における中東情勢の変化等による原材料・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁に関する中小受託事業者に対する配慮について
- ・ 第76回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について
- ・ 中央研修所研修サイトのシステムメンテナンスについて
- ・ 在留諸申請（永住許可、在留資格変更許可、在留期間更新許可等）に係る顔写真の提出について
- ・ エコアクション21審査員試験の募集開始について
- ・ 男女共同参画週間の実施について
- ・ 建設業における中東情勢の変化等による原材料・エネルギーコストの高騰等を踏まえた適切な価格転嫁等の対応について
- ・ 令和8年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力に関するお願いについて

群馬県・市町村等からの通知等

- ・ 〈伊勢崎市〉開発許可情報のWeb閲覧サービス開始について
- ・ 〈伊勢崎市〉まとまりのある都市づくりに向けた取組（都市計画法第34条第11号に係る条例区域の明確化）について
- ・ 〈前橋市〉令和8年度都市計画法の許可申請に係る締切り、交付等のスケジュール
- ・ 〈群馬県〉令和8年度群馬県多文化共創カンパニー認証事業者の募集について
- ・ 〈群馬県〉群馬県未来構想フォーラム2026の開催について
- ・ 〈群馬県〉建設業法施行規則等の一部改正について

群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・ 日行連会費の値上げに伴う、群馬県行政書士会会費値上げについて
- ・ 会費値上げに関するお知らせ

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能ですが、印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。
(TEL027-234-3677)

印刷対応について

事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。
印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。
郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。

お願い・連絡事項

戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について (令和8年4月～令和8年12月まで)

必ず事前予約をお願いします。予約がない場合はお断りすることもあります。

購入希望者は下記の払出日に行政書士本人が来所してください。

記

1. 令和8年4月～令和8年12月 払出日（いずれも13:30～16:30まで）

R8.7月	R8.8月	R8.9月	R8.10月	R8.11月	R8.12月
8日(水)	12日(水)	9日(水)	14日(水)	11日(水)	9日(水)
22日(水)	26日(水)	24日(木)	28日(水)	25日(水)	23日(水)

※原則払出は第2、第4水曜日に開催しますが、令和8年9月24日は木曜日となります。

2. 金 額 1冊 2,200円(税込)

3. 持ち物 職印、一般倫理研修修了証(写)
使用済み職務上請求書控え綴り(2回目以降の購入の場合)

4. 郵送による購入(払い出しは本人限定受取郵便に限る)

郵送による購入の申込を行う場合は、購入申込書、誓約書、一般倫理研修修了証(写)、使用済み職務上請求書控え綴り(2回目以降の購入の場合)を簡易書留でお送りください。ただし、各払出日に役員が確認した後の払い出しとなります。代金は後払いとなります。

5. 要予約 TEL 027-234-3677 Eメール office@gunma-gyosei.jp
FAX 027-233-2943
払出日3日前まで予約受付(土日除く)

6. その他 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則、
群馬県行政書士会職務上請求書取扱規程を御確認ください。
購入申込書と誓約書をご記入の上来局ください。

分科会員の募集について

1. 分科会について

業務推進グループが細則に基づいて設置した、①会員相互の情報共有、②諸課題への取り組み（共同受任等）、③諸課題の調査研究、④勉強会等の開催、⑤実務者の把握（実務者名簿の作成）、これらの取り組みを行うための集まりです。

分科会は、部や委員会などの、執行部による意志決定を実現するための部門とは異なり、上記の取り組みを自発的、自立的に行う機関と位置づけられています。

分科会の活動は、あくまでも構成員の自発性に委ねられることになりますので、互恵的に交流し、学んでいくことについて、一定の理解があることが構成員にとって最も大切です。

最終的には、業務に長けた会員を実務者名簿にとりまとめて、それを、本会や支部が開催する研修会の講師、事例発表会での発表者、外部機関からの要請に応じて派遣する各種相談会での相談員、第三者委員会の委員等を選任する際や、困っている住民に行政書士を紹介する際に積極的に活用していく予定です。

2. 応募について

（１）応募方法 次の①～④を次のEメールアドレスあてにお送りください。

office.kk@gunma-gyosei.jp（担当：加藤）

①氏 名

②会員番号（８ケタではない方の番号）

③携帯電話

④参加を希望する分科会の名称

（建設業務分科会、相続業務分科会、入管業務分科会）

（２）応募期間 令和８年９月18日（金）まで

※今後も定期的に募集を行う予定です。

3. 分科会の活動予定について

年に１～２回程度、情報交換会、勉強会等を開催する予定です。

令和8年度会費納入についてのご案内

平素から、会費の納入について御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和8年度会費納入につきまして、下記のとおりご案内いたします。自動振替をご利用の場合、引落しが不能とならないよう、口座残高の確認をお願いいたします。

1. 区分・金額

区分	納入金額
第2期 (8.9.10.11月分)	20,000円
第3期 (12.1.2.3月分)	20,000円

2. 口座振替日

金融機関	第2期	第3期
県内に本店がある 金融機関・信用金庫	令和8年 8月31日	令和8年 12月30日
県外に本店がある 金融機関	令和8年 8月24日	令和8年 12月22日
ゆうちょ銀行	令和8年 8月24日	令和8年 12月22日

※当会では会費の納入について、原則口座振替を推奨しています。口座振替にすることで、金融機関に行く手間や払い忘れがなくなりますので是非御利用ください。口座振替を希望する方は事務局にお問い合わせください。

※口座の登録には1か月半程度かかります。

業務相談について



会員の皆様が業務を行ううえで、「他の行政書士はどのように処理しているのだろうか？」と疑問に思ったことや、「官公署ごとに運用が異なるので困った。」ということはありませんか。

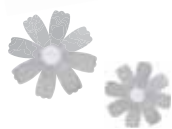
こうした疑問や困りごとに対応するため、業務推進グループでは「業務相談」を行っています。

質問がある方は、業務推進グループ(本会)あてにメール等でお問い合わせください。

注：抽象的な御相談にはお答え致しかねます。



コスモスぐんま活動のご報告



公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 関東地方支部協議会報告

報告者 コスモスぐんま支部長 上原 陽子

本協議会は今年、埼玉県支部が担当して開催された。成年後見制度の民法改正案が閣議決定された直後という時期であり、制度が大きな転換点を迎える中での開催となった。開催に先立ち、全支部に対して事前アンケートが行われ、会員数や後見受任状況、支部の現状や課題、法人後見の取り組み、本部への要望などが寄せられた。これらの回答が会議の基礎資料として活用された。

第1部では、埼玉県地域包括ケア課の安達隆一郎氏が、県内市町村の成年後見制度の取組状況について講演した。中核機関の設置状況や市民後見人養成研修、制度利用促進アドバイザー派遣などの施策が紹介され、県と市が連携して体制整備を進めている現状が報告された。

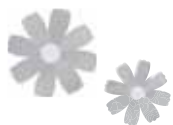
第2部の全体会議では、アンケート結果を基に各支部から現状と課題が報告された。会員数や受任件数の地域差、家裁との連携、推薦依頼の急増による対応の難しさ、会員メリット周知の不足など、多様な課題が示された。一方で、相談専用電話の設置やホームページ開設、行政書士会との協力、市民公開講座の開催など、積極的な取り組みも共有され、支部ごとに状況は大きく異なるが各支部の特色と取組みが明らかになった。

（公社）コスモスの法人後見の受任については、本部へ実施計画書を提出して承認を得ている支部がある一方、会員数や組織体制の面から受任体制の整備が難しいと判断する支部も少なくない。また、受任を検討する支部でも、困難事例を引き受ける際の負担やリスクを踏まえ慎重な姿勢が見られた。さらに、すでに複数件を受任している支部からは困難案件が中心で対応に苦慮している状況も報告され、今後は経験共有や支援体制の強化が重要な課題であることが確認された。

第3部のグループ討議では、参加者が6つのグループに分かれて少人数で意見交換が行われた。支部運営や新入会員のフォロー、家裁・自治体との連携、困難案件への対応など日常業務に直結するテーマについて率直な議論が交わされた。各支部の課題や工夫が共有されたことで、互いの取り組みを学び合う貴重な機会となった。

制度改正を目前に控え、支部間の連携と情報共有の重要性が改めて確認され、本年度の協議会は閉会した。





コスモスぐんま実務レポート

被保佐人の債務整理

コスモスぐんま 久保 奈津江

被保佐人は、自宅で倒れ救急搬送され入院、その後病院の地域連携室より包括支援センターへ連絡があり生活保護を受給しケアハウスへの入所を希望しているとのことで、包括支援センターから相談がありました。

被保佐人は保佐人申立の時点で約2800万円の債務があり、自宅も抵当権が設定されていることがわかっていました。ですので、当初から保佐人の行う事務として債務整理が挙げられていました。

破産手続開始申立は法テラスを使い、保佐人の申立人代理人の弁護士にお願いしました。破産手続開始には、通帳の過去3年分の履歴が必要ですが、本人は通帳を一通も所持しておらず、口座を探し、その解約や取引履歴を取得するのは大変な時間と労力が必要でした。また、9通あった通帳の取引履歴を取得する費用は生活保護受給者には大きな負担でした。

破産手続開始申立は債権者の洗い出しと、債権者への連絡も必要で、準備期間として約半年ほどかかりました。結果的には20名の債権者に約3800万円の債務があることがわかり、その免責許可も申立てています。

申立後は破産管財人が選任され、現在は破産管財人の弁護士、申立人代理人の弁護士と保佐人の3人で連絡を取りながら進めています。第1回の債権者集会が終わり、現在は不動産の任意売却と遺産相続分の有償譲渡を進めているところです。今後はそれらを現金化し、債権の優先順位に従い破産管財人が返済し、返済不可能な債務は免責してもらう予定です。次回債権者集会は4か月後に開催予定で、このような事案は終結まで概ね6か月以上はかかるのだそうです。

私もこのような経験は初めてなので、勉強しながら対応したいと思っています。



成年後見等申立ての流れ

～相談から選任後まで～

高崎支部 行政書士・司法書士 原田 扶美子

私は年間数件程度、司法書士として成年後見等申立ての相談や書類作成支援を行っています。ここでは、相談から申立て、選任後までの流れを簡単にご紹介します。

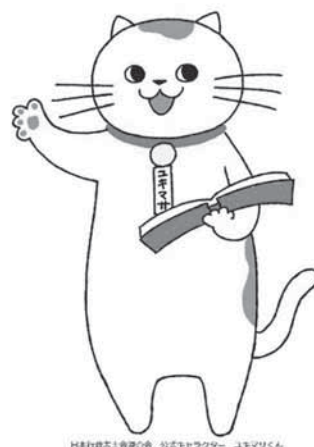
●相談のきっかけ

相談は、施設やケアマネジャーなどの福祉関係者から受けることが多く、身寄りがない方や親族が高齢化した方についての相談が中心です。また、リーガルサポートや不動産業者等の紹介により、遺産分割や不動産売却を目的として親族から相談を受けることもあります。

●後見人等候補者の検討

親族が後見人等を希望するケースもありますが、高齢である場合、遠方居住の場合、親族間に紛争がある場合、財産管理が複雑な場合などは、専門職の関与を勧めています。また、本人と家計が分離されていない場合には、後見開始後の財産管理に支障が生じることがあります。

一方、専門職後見人は家庭裁判所が事案に応じて選任します。紛争性が高ければ弁護士、複雑な法律行為が必要であれば司法書士や行政書士、継続的な福祉支援が必要な場合には社会福祉士などが選任されることがあります。相談を受けた専門職本人が後見人等候補者となることもあります。後に親族と本人の利益が対立する可能性もあるため、状況によっては家庭裁判所に選任を一任することを勧めています。



●申立書類の準備

申立てでは、診断書・本人情報シートを主治医や福祉関係者に作成してもらい、その内容から後見・保佐・補助の類型を判断します。あわせて、預貯金、年金、保険契約、介護保険証等の資料を収集し、財産目録や収支予定表を作成します。

また、申立事情説明書や親族意見書などを準備します。親族から意見書が提出されない場合や、反対意見がある場合でも申立ては可能ですが、その内容は後見人等選任の判断材料となります。

●申立てから選任まで

家庭裁判所では、提出書類の審査や面談が行われることがあります。本人が明確に申立てに反対している場合には、開始決定がされないこともあります。審査の結果、本人にとって最適と判断された成年後見人等が選任されます。財産処分が主な目的であっても、継続的な福祉支援が必要な場合には、福祉専門職が選任されることがあります。

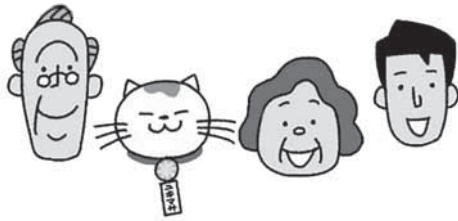
●選任後の手続

後見開始の審判確定後、後見人等は財産目録や収支予定表を家庭裁判所へ提出します。財産が多額の場合には、後見支援預金や後見制度支援信託の利用、あるいは後見監督人の選任が求められることがあります。

このように、専門職は後見人等として活動するだけでなく、親族後見人を支援する役割も担っています。なお、本年4月には成年後見制度の見直しに関する民法改正案が閣議決定されました。

今後は、必要な期間や権限に応じた柔軟な制度運用が期待されており、成年後見制度はさらに利用しやすいものになると考えられています。我々専門職にとっても、ますます活躍が期待される分野だと思います。

VOICE ～コスモス会員活動録～ vol. 9



コスモスぐんま 沼賀 英理子

私はペットにまつわる後見業務を中心に取り組んでいます。

生活に困窮しながら多くのペットを飼養しているケースでは、金銭面、生活環境、動物の飼育状況といった複数の課題が重なります。このような場面では、行政や福祉関係者、動物に関わる支援者と状況を共有し、それぞれの役割を整理しながら対応を進める必要がありました。関係者ごとに立場や関心が異なるため、役割の整理を意識しながら丁寧に調整を行うことの重要性を実感しました。

また、ペットを飼養している方が、将来の入院や生活の変化に備え、「万が一のときにどうなるのか」と不安を抱えて相談に来られることもあります。このようなケースでは、日頃からの備えや関係者間の情報共有の必要性を感じています。

さらに、施設入所の提案に対して、ペットと離れることを理由に受け入れをためられるケースもありました。本人の思いを尊重しながら、福祉関係者と協議を重ね、どのような支援が可能かを検討する場面も少なくありません。

これらの対応の中では、ソーシャルワーカーをはじめとする福祉専門職に加え、場合によっては保護観察官などの関係者と連携しながら進めることもありました。それぞれ制度や役割が異なる中で、情報共有と役割の整理を行うことが、支援全体を円滑に進めるうえで重要であると感じています。

個別の課題は異なっていますが、いずれも本人の生活全体に関わる問題であり、単独の対応では難しい場面が多くあります。また、比較的複数の要素が重なるケースに関わる機会が多く、家族を含めた長期的な視点での支援が求められる場面もあります。今後も関係者との連携を大切にしながら、それぞれの役割を意識した支援に取り組んでいきたいと考えています。



ご意見・アイデアを お寄せ下さい。

「行政ぐんま」は節目の200号を超えました。より良い広報誌とするため、広報部は幅広くご意見・アイデアを募集いたします。募集期間につきましては今年度中、随時受け付けております。

デジタル時代の進展にともない、今後も紙媒体の発刊としてゆくのかについても、日行連や全国の単位会において検討課題となっています。日行連発行の「月刊 日本行政」においては、現在紙媒体は奇数月での発行、偶数付きは電子版のみとなっております。このような点につきましてもご意見をお聞かせください。

お寄せいただいたご意見やアイデアは、今後の「行政ぐんま」発行の参考とさせていただきます。皆様のご提案をお待ちしております。(形式は問いません。)

群馬県行政書士会事務局 宛て Eメール : office@gunma-gyosei.jp
FAX : (027) 233-2943

10

◆◆◆◆◆ 新規事務局職員の採用について ◆◆◆◆◆

宮崎菜央事務局職員の退職に伴い、事務局職員1名を採用いたしました。
業務に慣れるまでご迷惑をお掛けいたしますが、宜しくご指導の程お願い申し上げます。

氏名 佐藤 江梨香 (令和8年5月1日採用)

新入会員



会員番号 第3576号
氏名 清水 幸夫
所属支部 高崎
入会日 2026. 3. 1



会員番号 第3577号
氏名 齊藤 弘之
所属支部 館林
入会日 2026. 3. 1



会員番号 第3578号
氏名 齊藤 麻衣
所属支部 前橋
入会日 2026. 3. 15



会員番号 第3579号
氏名 小松 優介
所属支部 桐生
入会日 2026. 3. 15



会員番号 第3580号
氏名 加藤 一葉
所属支部 太田
入会日 2026. 3. 15



会員番号 第3581号
氏名 金 子 龍二
所属支部 高崎
入会日 2026. 4. 1



会員番号 第3582号
氏名 西川 涼
所属支部 富岡
入会日 2026. 4. 2



会員番号 第3583号
氏名 齊藤 貴志
所属支部 前橋
入会日 2026. 4. 2



会員番号 第3584号
氏名 松林 里津
所属支部 高崎
入会日 2026. 4. 2



会員番号 第3585号
氏名 堀内 彩乃
所属支部 前橋
入会日 2026. 4. 2



会員番号 第3586号
氏名 岩崎 充博
所属支部 高崎
入会日 2026. 4. 2



会員番号 第3587号
氏名 笠原 美奈子
所属支部 高崎
入会日 2026. 4. 15



会員番号 第3588号
氏名 江原 崇人
所属支部 桐生
入会日 2026. 4. 15



会員番号 第3589号
氏名 小林 大吾
所属支部 館林
入会日 2026. 4. 15

	会員番号 第3590号 氏 名 オオツカ 大 塚 勇 斗 所属支部 高 崎 入 会 日 2026. 4. 1 5		会員番号 第3591号 氏 名 キムラ 木 村 幸 子 所属支部 前 橋 入 会 日 2026. 5. 1
	会員番号 第3592号 氏 名 イイハラ 飯 塚 初 紀 所属支部 館 林 入 会 日 2026. 5. 1		会員番号 第3593号 氏 名 ナカザワ 中 澤 直 史 所属支部 前 橋 入 会 日 2026. 5. 1
	会員番号 第3594号 氏 名 オグリ 小 栗 健 吉 所属支部 前 橋 入 会 日 2026. 5. 1 5		会員番号 第3595号 氏 名 イワサキ 岩 崎 洋 祐 所属支部 前 橋 入 会 日 2026. 5. 1 5
	会員番号 第3596号 氏 名 フカザワ 深 澤 歩 未 所属支部 伊勢崎 入 会 日 2026. 5. 1 5		会員番号 第3597号 氏 名 ワダ 和 田 光 所属支部 高 崎 入 会 日 2026. 5. 1 5
	会員番号 第3598号 氏 名 クリハラ 栗 原 要 所属支部 前 橋 入 会 日 2026. 5. 1 5		会員番号 第3599号 氏 名 ナカジマ 中 嶋 哲 也 所属支部 渋 川 入 会 日 2026. 6. 1
	会員番号 第3600号 氏 名 イノ 野 澤 佐智枝 所属支部 前 橋 入 会 日 2026. 6. 1		会員番号 第3601号 氏 名 オノベ 女部田 正 一 所属支部 高 崎 入 会 日 2026. 6. 1
	会員番号 第3602号 氏 名 モリ 森 田 真 好 所属支部 高 崎 入 会 日 2026. 6. 1		会員番号 第3603号 氏 名 サイ 齋 藤 達 也 所属支部 高 崎 入 会 日 2026. 6. 1



会員番号 第3604号
氏 名 サイ トウ マサ ヒト 齊 藤 正 人
所属支部 高 崎
入 会 日 2026. 6. 1



会員番号 第3605号
氏 名 ワタ ナベ ミツ ノリ 渡 邊 充 徳
所属支部 館 林
入 会 日 2026. 6. 1



会員番号 第3606号
氏 名 シュ ホイ 徐 慧
所属支部 館 林
入 会 日 2026. 6. 1

[入 会 者]

会員 番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考	
		氏 名				業務内容	兼 業
3576	2614 0700	行政書士清水幸夫事務所		370- 1205	高崎市栗崎町37番地1 TEL 090-4380-3907		
		シ 清	ミズ 水				
3577	2614 0701	齊藤行政書士事務所		374- 0112	邑楽郡板倉町朝日野2-4586-36 アビタシオン板倉202 TEL 090-3537-3032		
		サイ 齊	トウ 藤				
3578	2614 0847	清宮麻衣行政書士事務所		371- 0026	前橋市大手町二丁目2番地5 TEL 070-3963-7136		
		サイ 齊	トウ 藤				
3579	2614 0848	ART行政書士事務所		376- 0046	桐生市宮前町2丁目6番27-1102号 TEL 070-1480-6366		
		コ 小	マツ 松				
3580	2614 0849	アクアネット行政書士事務所		373- 0813	太田市内ヶ島町866-14 メゾン・ド・セイリング102号室 TEL 0276-57-8941・FAX 0276-57-8942 aquanets@outlook.com		
		カ 加	トウ 藤				
3581	2513 6402	行政書士法人 NCP 高崎事務所		370- 0831	高崎市あら町206 高崎あら町センタービル7階A TEL 027-388-0073		
		カネ 金	コ 子				
3582	2614 1032	めぐみ行政書士事務所		370- 2303	富岡市蕨409番地4 TEL 090-2115-9528		
		ニシ 西	カワ 川				
3583	2614 1033	齋藤行政書士事務所		371- 0012	前橋市東片貝町869番地3 TEL 090-8987-4204		
		サイ 齋	トウ 藤				
3584	2614 1034	松林りつ行政書士事務所		370- 0068	高崎市昭和町98-1 TEL 080-4661-9518		
		マツ 松	バヤシ 林				
3585	2614 1035	Rose国際行政書士事務所		379- 2108	前橋市鶴が谷町27番地12 TEL 090-7403-9790		
		ホリ 堀	ウチ 内				

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備	考
		氏 名			業務内容	兼 業
3586	2614 1036	岩崎充博行政書士事務所	370- 0851	高崎市上中居町186番地14 TEL 070-6962-8953	税	
		イワ サキ ミチ ヒロ 岩 崎 充 博				
3587	2614 1251	行政書士笠原美奈子事務所	370- 0803	高崎市大橋町13番地 TEL 027-322-0708		
		カサ ハラ ミ ナ コ 笠 原 美奈子				
3588	2614 1252	江原崇人行政書士事務所	376- 0021	桐生市巴町二丁目6番地4 巴町コロンバスタワー 1 階 TEL 0277-20-8455	司	
		エ バラ タカ ヒト 江 原 崇 人				
3589	2614 1253	L-Field行政書士事務所	370- 0615	邑楽郡邑楽町篠塚3054-11 TEL 090-6180-6774 LEI06343@nifty.com		
		コ バヤシ ダイ ゴ 小 林 大 吾				
3590	2614 1254	行政書士法人グランスカイ 高崎支店	370- 0018	高崎市新保町1665番地1 反町ビル 1 F TEL 027-350-8085	土	
		オオ ツカ ハヤ ト 大 塚 勇 斗				
3591	2614 1492	行政書士木村幸子事務所	371- 0024	前橋市表町一丁目10番地8 TEL 080-6598-3226		
		キ ムラ サチ コ 木 村 幸 子				
3592	2614 1493	すみか行政書士事務所	374- 0057	館林市北成島町2709番地の7 TEL 0276-76-7120	宅	
		イイ ツカ ハツ キ 飯 塚 初 紀				
3593	2614 1494	行政書士なかざわ事務所	371- 0018	前橋市三俣町一丁目7番地20 TEL 027-257-9771		
		ナカ ザワ タダ シ 中 澤 直 史				
3594	2614 1784	行政書士小栗法務事務所	371- 0037	前橋市上小出町三丁目47番地1 TEL 070-5065-0919		
		オ グリ ケン キチ 小 栗 健 吉				
3595	2614 1785	前橋口ゼ行政書士事務所	371- 0013	前橋市西片貝町5-24-13 ダイヤフレア西片貝510号室 TEL 090-3698-3178		
		イワ サキ ヨウ スケ 岩 崎 洋 祐				
3596	2614 1786	あゆみ行政書士事務所	379- 2215	伊勢崎市赤堀今井町一丁目58番地3 TEL 070-3814-3767		
		フカ サワ アユ ミ 深 澤 歩 未				
3597	2614 1787	和田光行政書士事務所	370- 3524	高崎市中泉町613-8 TEL 027-373-6087		
		ワ ダ ヒカル 和 田 光				
3598	2614 1788	行政書士栗原事務所	371- 0851	前橋市総社町植野62番地2 TEL 027-257-8324	土， 司	
		クリ ハラ カナメ 栗 原 要				
3599	2614 2069	中嶋行政書士事務所	377- 0006	渋川市行幸田576-2 TEL 090-4613-5501		
		ナカ ジマ テツ ヤ 中 嶋 哲 也				
3600	2614 2070	野澤さちえ行政書士事務所	371- 0852	前橋市総社町総社1563番地1 TEL 090-2223-7180		
		ノ ザワ サ チ エ 野 澤 佐智枝				

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考	
		氏 名			業務内容	兼 業
3601	2614 2071	RightOne行政書士事務所	370- 0046	高崎市江木町948番地5	社	
		オナ ベ タ マサ カズ 女部田 正 一		TEL 027-325-7080		
3602	2614 2072	森田行政書士・不動産法務事務所	370- 3511	高崎市金古町1904-12		
		モリ タ マサ ヨシ 森 田 真 好		TEL 027-373-5336		
3603	2614 2073	つなぐ行政書士事務所	370- 0857	高崎市上佐野町2番地5		
		サイ トウ タツ ヤ 齋 藤 達 也		TEL 090-1048-1468		
3604	2614 2074	行政書士齊藤正人事務所	370- 0001	高崎市中尾町335番地		
		サイ トウ マサ ヒト 齊 藤 正 人		TEL 050-1724-8177		
3605	2614 2075	知福行政書士法人	374- 0005	館林市花山町2606番地		
		ワタ ナベ ミツ ノリ 渡 邊 充 徳				
3606	2614 2076	知福行政書士法人	374- 0005	館林市花山町2606番地		
		シュ ホイ 徐 慧				

〔法人新規登録〕

法人番号 登録番号	法人事務所の名称	事務所所在地	電話番号 (FAX 番号)	社員行政書士	使用人行政書士
12601 1302723	行政書士法人NCP 高 崎 事 務 所	〒 370-0831 高崎市あら町 206 高崎あら町センタービル7階A	027-388-0073 027-388-0074	金子 龍二	

会 員 各 位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

〔登録事項変更〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁
		氏 名			業務内容	兼 業	
3423	2314 0194	アオ キ ユウ イチ 青 木 友 一		TEL 0274-64-9481			102
3117	1614 0258	フク シマ カミ ヒト 福 島 神 人	370- 0124	伊勢崎市境695番地1			74
3406	2214 1974	ホンダ ウスイ マ ユ ミ 本多(臼井)真由美				土	108
2615	0414 0252	カミ ヤ ダイ スケ 神 谷 大 輔	373- 0833	太田市牛沢町85番地1 カーサセレスiasール204号 TEL 090-4958-5881			98
2956	1214 0169	ボルトン行政書士事務所 オカ ベ マサ ユキ 岡 部 雅 之					29
2817	0814 2186	シモ ダ ユキ ヒロ 下 田 幸 広	371- 0032	前橋市若宮町2丁目12番27号 TEL 027-243-5301			28
3398	2214 1506	オオシマ イナガキ カズ キ 大島(稲垣)一樹					59
2786	0814 0483	マツ モト マサ フミ 松 本 正 史	370- 0801	高崎市上並榎町240番地11			51

〔退 会 者〕

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
伊勢崎	2 4 9 9	諏訪 州弘	令和8年 1月16日	死 亡
前 橋	2 3 2 5	干川 芳男	令和8年 1月26日	死 亡
前 橋	3 1 0 2	星野 朗	令和8年 3月15日	廃 業
伊勢崎	2 6 3 7	相沢 稔	令和8年 3月30日	廃 業
伊勢崎	1 8 7 9	関口 知彦	令和8年 3月31日	廃 業
前 橋	2 2 1 5	岡田 邦雄	令和8年 3月31日	廃 業
桐 生	1 8 5 7	小池 照彦	令和8年 3月31日	廃 業
伊勢崎	1 4 2 5	浦中 孝浩	令和8年 4月 1日	廃 業
館 林	3 2 1 4	堀本 高史	令和8年 5月31日	廃 業

(届出受付順)

訃 報

謹んでご冥福をお祈りいたします

諏 訪 州 弘 先生 令和8年 1月16日逝去 伊勢崎支部

干 川 芳 男 先生 令和8年 1月26日逝去 前 橋 支 部

会員名簿（令和7年10月15日現在）における名簿訂正について

会員名簿（令和7年10月15日現在）の記載内容に、誤りがございました。ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。下記の通り訂正させていただきます。

会員 番号	登録 番号	事務所名称 氏 名	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	訂正箇所	頁
3269	1914 1546	オオ ノ カズ ハ 大 野 和 葉		TEL 027-226-5902	事務所電話番号	33

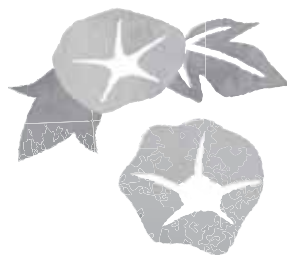
編集後記

令和7年度より広報部所属理事を拝命しております、富岡支部の廣川です。行政ぐんまの制作に携わらせていただき、一年が経過しました。これまで200号を超える発刊を続けてこられた先輩方への敬意と、刊行を支えてくださる多くの皆さまへの感謝の念を抱きながら、制作作業に取り組んでおります。

昨今では、野生動物とのトラブルや記録的な少雨など、自然環境に関する話題が数多く報じられました。県内でもクマの目撃情報が相次ぎ、表紙に写真を掲載した妙義山では大規模な山火事も発生しました。こうした出来事が、一時的な現象なのか、自然環境の変化によるものなのかはわかりませんが、私たちの暮らしと自然との関わりについて改めて考えさせられるものであったように感じます。

また、社会に目を向ければ、インターネットを利用した消費者被害やトクリュウ型犯罪など、情報技術の発展とともに新たな課題も生まれています。もちろん、デジタル化によって私たちの生活が便利になっていることも事実です。変化する環境、社会のなかで、柔軟に対応していくことの大切さを実感しています。

この行政ぐんまにつきましても、これまで受け継がれてきた伝統を大切にしながら、時代に即した工夫を重ね、より多くの皆さまに親しんでいただける紙面づくりを目指してまいります。今後とも、忌憚のないご意見やご感想をお寄せいただければ幸いです。



広報部員 廣川 道明（富岡支部）

行政ぐんま
第201号

発行 群馬県行政書士会
会長 古田島 俊憲
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 吉田 明浩(館林支部)
広報部長 後藤 康德(渋川支部)
同 副 部長 吉田 憲一(高崎支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 田中 光重(前橋支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)
広報部員 廣川 道明(富岡支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談
確かな手続

あなたの街の法律家 行政書士



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることももちろん大切な仕事です。

行政書士

Q & A

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明図の作成
- ・法定相続情報証明書の交付申請
- ・相続土地国庫帰属申請
- ・有価証券の解約手続
- ・預貯金解約手続
- ・株券の解約手続



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可申請、届出書
- ・開発行為許可申請
- ・国有財産私下申請
- ・景観条例申請
- ・除外申出（農業振興地域から除外）

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業許可申請
- ・倉庫業登録申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続



建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、事業年度終了報告変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業者登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定証明書交付申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

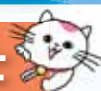
風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

中小企業支援に関すること

- ・中小企業をサポート
- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス
- ・各種補助金申請

特定行政書士とは？



行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し合格することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-04



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館 4 階

TEL: 027-234-3677 FAX: 027-233-2943

